

## 耐震改修などの費用を補助します

●申し込み・問い合わせ先 都市計画課 建築住宅班 ☎(248)3855

今後起こるかもしれない大地震に備え、市民の皆さんが安心して住み続けられる住まいを確保するため、戸建て木造住宅の耐震診断・耐震改修設計・耐震改修工事の費用を補助します。

▼申込期限 10月30日(金) 午後5時  
▼必要書類 補助金交付申請書・費用の見積書 など

### ▶補助対象・補助額

補助制度	補助対象	補助額
耐震診断費補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内にある戸建て木造住宅で住宅所有者本人が住んでいるもの</li> <li>昭和56年5月31日以前に着工した建築物</li> <li>建築基準法に違反のない建築物など</li> </ul> ※昭和56年6月1日以降に増築した部分の面積が延床面積の1/2を超えている建築物は対象外。	費用の2/3以内 (限度額8万6千円)
耐震改修設計費補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内にある戸建て木造住宅で住宅所有者本人が住んでいるもの</li> </ul>	費用の2/3以内 (限度額20万円)
耐震改修工事費補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>地上階数が3階以下のもの</li> <li>昭和56年5月31日以前に着工した建築物が、市のり災証明などにより熊本地震での被災が確認できること</li> </ul>	費用の1/2以内 (限度額60万円)
耐震改修設計費・耐震改修工事費一括補助		費用の4/5以内 (限度額100万円)

## 危険ブロック塀などの撤去費用を補助します

●申し込み・問い合わせ先 都市計画課 建築住宅班 ☎(248)3855

今後の大地震に備え、危険なブロック塀などの撤去費用の補助を行います。

### ▼対象

- 避難路に面するもの
- ブロック塀などが面する道路面から80cm以上のもの(擁壁の上に設置されている場合はブロック塀など自体の高さが60cm以上のもの)
- 市が安全点検を行ない、安全対策が必要と判断されたもの など

### ▼補助額

①撤去工事の見積書

②撤去するブロック塀の長さ(m)×1万2千円

③20万円

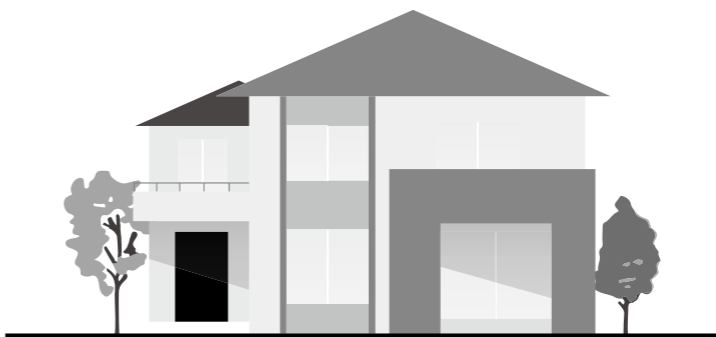
### ▼申込期限

12月28日(月) 午後5時

### ▼必要書類

補助金交付申請書・費用の見積書など

※詳しくはお尋ねになるか市ホームページをご覧ください。



### 人権擁護委員制度をご存じですか

## 6月1日は人権擁護委員法が施行された日です

●問い合わせ先 人権啓発教育課 ☎(248)2399

人権擁護委員は、市民の皆さんの人権が侵されないよう見守り、人権が侵されたときに相談相手になるなど、私たちの間に正しい人権の考え方を広める活動をしています。

市には市長から推薦され、法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が9人います。

### ▼合志市人権擁護委員

- 池田 一也 (笹原)
- 上田 一男 (東)
- 惠濃 裕司 (永江団地)
- 川畑 愛子 (桜路)
- 桑原 典恵 (杉並台)
- 小林富代子 (若原)
- 長尾 隆 (みずき台)
- 水上 明子 (新栄温泉団地)
- 山田千代美 (若原)

人権とは人間らしく幸せに生きる権利であり、人生を送る上で最も大切な権利です。自分だけでなく、全ての人の人権が尊重されなければなりません。国の内外を問わず、お互いに人権を守ることで、より明るい社会を作りましょう。

### 【人権相談窓口】

相談は無料で秘密は守られます。人権についてお悩みの方は、お気軽にご相談ください。

### ▼常設人権相談 (市人権教育指導員)

とき 午前9時～午後4時30分  
(土・日・祝日を除く)

ところ 市役所 人権啓発教育課内

### ▼特設人権相談 (市人権擁護委員)

年2回実施

※実施日などの詳しくは、広報こうしで改めてお知らせします。



## こじしは国勢調査を予定しています

●問い合わせ先 企画課 企画広報班 ☎(248)1813

2020年国勢調査が10月1日を基準日として予定されています。

現在、全国に緊急事態宣言が发出されており、国や県、各自治体は早期収束に向けた取り組みを進めています。

今のところは本調査に関して、実施する予定で準備を進めています。

その時の状況に応じて、調査を実施する方法(世帯と接触しない調査票の配布・回収など)については、柔軟に

検討していきます。

今後最新の情報が入り次第、市ホームページや広報こうしでお知らせします。

調査の実施に当たっては、9月から10月にかけて調査員がお伺いする予定です。

調査票に記入された内容については統計法に基づき秘密が厳守されます。安心して調査にご協力ください。

## 工業統計調査にご協力ください

●問い合わせ先 企画課 企画広報班 ☎(248)1813

2020年工業統計調査を6月1日を基準日として行ないます。

調査の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大に細心の注意を払ったうえで、都道府県知事が任命した統計調査員が5月から6月にかけて、製造業に属する事業所に調査票をお届け(または直接郵送)します。

今回から調査員による回収が無くなり、インターネットで回答するか、返信用封筒で郵送していただくかの、いずれかの方法となります。

調査票に記入された内容については統計法に基づき秘密が厳守されます。安心して調査にご協力ください。